



インド債券ファンド (毎月分配型)

追加型投信/海外/債券

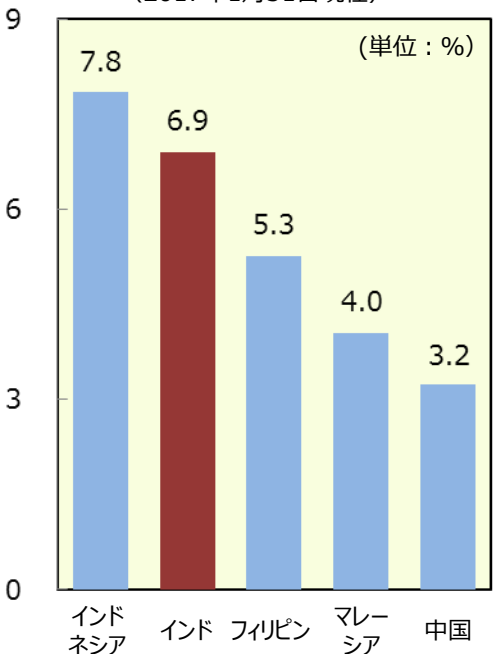
販売用資料
2017年3月

足元の投資環境下で高まるインド債券の魅力

- 1 インド債券は、新興国債券の中でも相対的に高い利回りが魅力です。
- 2 インドでは、インフレ率の低下や、財政赤字の縮小が進んでいるため、債券利回りの低下（債券価格の上昇）が期待されます。
- 3 インドは、7%台の高い経済成長が予想される中、財政赤字や経常赤字の縮小が進んでおり、良好なファンダメンタルズが魅力です。

相対的に高い利回り水準

＜主な新興国の現地通貨建て国債の利回り＞
(2017年1月31日現在)



(注1) 左図のデータは、JPモルガンGBI-EM Broadの各国指数の最終利回り。
 (注2) GDP成長率はIMFによる2016年10月現在の予測値。
 (出所) FactSet, Bloomberg, IMF等の各種データ

良好なファンダメンタルズ

- 1 相対的に高い成長率
2016～2020年のGDPの年平均成長率は7.7%と相対的に高水準。
(中国を超えG20の中では最高水準)
- 2 インフレ率の改善
2017年1月CPIは3.2%と、2%～6%という、2017年3月までのインフレ目標を維持。
(3年前に比べインフレ率は5.4%低下)
- 3 経常収支の改善
GDP対比の経常収支比率は2012年の▲4.8%から2016年には▲1.4%まで改善する見込み。

当ファンドの概況 (2017年1月31日現在)

特性値	種別構成比率 (%)	(ご参考)
残存年数 (年)	7.5	為替取引によるプレミアム* (%)
直接利回り (%)	6.1	最終利回り (%)
最終利回り (%)	5.9	為替取引によるプレミアム考慮後の利回り (%)
修正デュレーション (年)	5.1	
平均格付	BBB-	
	国債・州政府債 19.9	
	社債 69.6	
	通貨別債券構成比率 (%)	
	米ドル建て 25.3	
	インドルピー建て 64.2	

(注1) 特性値の各数値は、各組入銘柄の数値を加重平均した値です。
 (注2) 平均格付は投資債券に対する主要格付機関およびコタック・マヒンドラ (UK) リミテッドによる格付に基づいており、ファンドにかかる格付ではありません。
 (注3) 各構成比率は、当ファンドの純資産総額を100%とした値です。四捨五入の関係上、合計値が100%とならない場合があります。
 (出所) コタック・マヒンドラ (UK)、Bloomberg

*為替取引によるプレミアム/コストとは為替取引を行った結果、付随的に発生する2通貨間の短期金利差（収益/費用）のことで「インドルピー-NDFインプライド金利（20日移動平均）-米ドル短期金利」と「インドルピー-短期金利-米ドル短期金利」の低い方の数値に米ドル建て債券の構成比率を乗じた理論的な数値です。実際の運用における数値とは異なります。将来の運用成果・分配金を約束・示唆するものではありません。また、短期金利差の変動によりプレミアム/コストの水準は変動します。したがって、現在のプレミアム（収益）がコスト（費用）となる場合があります。

基準価額と分配金の推移 (2012年5月31日 (設定日) ~2017年1月31日)



＜設定来の騰落率＞
(2017年1月31日現在)

税引前分配金再投資基準価額騰落率 (%)	69.9
(ご参考) 円/インドルピー騰落率 (%)	19.8

(注) 騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。
(出所) Bloomberg

(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後。
 (注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。
 (注3) 分配金は1万口当たり（税引前）の金額。第2期決算（2012年7月26日）以降、毎月の決算日毎に分配を行ってまいりました。分配実績は第2期（2012年7月26日）～第4期（2012年9月26日）は100円、第5期（2012年10月26日）～第56期（2017年1月26日）は140円です。設定来の累積では7,580円の分配金をお支払しています。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配をお約束するものではありません。分配金額は委託会社が収益分配方針に基づき基準価額水準や市場動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
 ※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは裏面および投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

※裏面に重要な注意事項を記載しております。必ずご確認ください。

ファンドの特徴

1. 投資信託への投資を通じて、主として、インドの債券等に投資することにより、安定的な金利収益の確保と信託財産の成長を目指します。
 2. 実質的な運用は、現地の債券運用に強みを持つ「コタック・マヒンドラ」グループが行います。
 3. 毎月決算を行い、決算毎に分配を行うことを目指します。
- ※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのリスクおよび留意点

基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の債券を投資対象としており、その価格は、保有する債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、ファンドの基準価額も上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。

※基準価額の変動要因として、○価格変動リスク（債券市場リスク／信用リスク）、○為替変動リスク、○カントリーリスク、○市場流動性リスク等があります。詳しくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の投資リスクをご覧ください。

※当ファンドはいわゆる毎月分配型ファンドであり、投資信託説明書（交付目論見書）の分配金に関する留意事項をご覧ください。

その他の留意点

ファンド固有の留意点

為替取引に関する留意点

ファンドの投資対象である外国投資信託において為替取引を行う場合、一部の通貨においては、直物為替先渡し取引（NDF）を利用する場合があります。NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等の影響により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。したがって、実際の為替市場や金利市場の動向から想定される動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、当該取引において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により取引が実行されないこと）が生じる可能性があります。

インドルピー建て債券に関する留意点

インドの債券市場において、外国機関投資家がインドルピー建て債券に投資を行う場合、FII（Foreign Institutional Investors）制度に基づく投資ライセンスの取得や入札等による投資枠の取得が必要となります。そのため、当初設定から一定期間は、インドルピー建て債券への投資割合がゼロとなることが想定されるほか、投資枠の取得状況や利用状況によっては、投資開始後においても当該投資割合が低くなる場合があります。インドルピー建て債券への投資においては、インカム・ゲインやキャピタル・ゲインに対して課税される場合があります。今後、上記のFII制度および税制は変更される場合があります。

委託会社、その他の関係法人

【委託会社】三井住友アセットマネジメント株式会社（ファンドの運用の指図等を行います。）

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

【受託会社】株式会社りそな銀行（ファンドの財産の保管および管理等を行います。）

【販売会社】委託会社にお問い合わせください。（ファンドの募集・販売の取扱い等を行います。）

重要な注意事項

- 当資料は三井住友アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補充書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補充書面等は販売会社にご請求ください。

お申込みメモ（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

購入・換金の申込受付日	原則として、申込不可日を除きいつでも購入、換金の申込みができます。
購入単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目以降にお支払いします。
申込不可日	インド（ムンバイ）、モリジャス、シンガポール、ニューヨークの銀行休業日またはインドの取引所の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。
決算および分配	毎月26日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。 ※委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
信託期間	2012年5月31日から2022年5月26日まで
繰上償還	委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が20億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。配当控除の適用はありません。 ※上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

①投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 3.78%（税抜き3.5%） を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

②投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）	ファンドの純資産総額に 年1.08%（税抜き1.0%） の率を乗じた額 ※投資対象とする投資信託の信託報酬を含めた場合、 年1.72%（税抜き1.64%） 程度となります。
その他の費用・手数料	上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々々の取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。

※ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	備考
S M B C 日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○	
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第6号	○				
株式会社 S B I 証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○	○		○	
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号	○			○	
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第170号	○				
スターツ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第99号	○				
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第20号	○				
日産証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第131号	○			○	
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第152号	○				
丸八証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第20号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	
株式会社愛媛銀行	登録金融機関 四国財務局長（登金）第6号	○				
株式会社沖縄海邦銀行	登録金融機関 沖縄総合事務局長（登金）第3号	○				
株式会社大光銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第61号	○				
株式会社富山銀行	登録金融機関 北陸財務局長（登金）第1号	○				
株式会社富山第一銀行	登録金融機関 北陸財務局長（登金）第7号	○				
株式会社東日本銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第52号	○				
株式会社福島銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第18号	○				